

平成21年7月31日

湘南美容外科クリニック新宿院
相川 佳之
代理人弁護士 伊藤芳朗殿
同 弁護士 田代奈美殿

社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 山上 紀美子



貴院に対する申し入れの終了について

当協会は、貴院が消費者に交付する「担当医師制手術予約をお申込みされる方へ」
「お見積書」ほかの書面の内容について、消費者契約法に照らし無効となる不当な条
項や、消費者に誤った判断をさせるおそれがある条項等があることから、平成21年
2月23日付けで、是正等を行うよう申し入れました。

これに対し、貴院から、当協会が指摘した条項の使用の停止や内容の是正を行う旨
の回答をいただき、最終段階で問題となったキャンセル料の扱いについても、本年7
月17日付で「平均的損害」の範囲内という趣旨であるとの回答をいただきました。

以上のような経緯により、当初問題があった貴院の契約条項は、当協会の申し入れ
により一定の是正が図られ、現段階では法的措置による差止めまでの必要はないと思
料されますので、当協会の貴院に対する申し入れは、今回をもちまして終了すること
といたします。

もっとも、当協会は、今後も貴院の消費者に対して交付する書面の内容や実際の運
用が法の趣旨に沿った適正なものであるかについて、絶えず関心を持って注視し、違
法・不当な運用があれば、改めて是正の申し入れ等を行う所存ですので、その旨申し
添えます。

なお、従前からお知らせしているように、本申し入れに関する申し入れ書、ご連絡、貴
院からのご回答書ならびにその内容等について、当協会において公表いたしますので、
その旨もあわせて申し添えます。

以上

本件連絡先：

〒108-8566 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内
社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

Tel: 03-3448-9736 Fax 03-3448-9830